

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○安住委員長 理事会で協議します。

次に、長妻昭君から関連質疑の申出があります。
階君の持ち時間の範囲内でこれを許します。長妻
君。

○長妻委員 長妻昭でございます。

石破総理、端的に御答弁いただければありがた
いと思います。

まず、例の旧安倍派の松本元事務局長、国会の
招致が決定したんですね、この委員会でも正式に。

ちよつと漏れ聞こえてくるのは、自民党議員サイ
ドから本人サイドに、出るのは控えてね、ちよつ
と証言するのは控えてねなどという連絡があった
ということがあったのではないかとということが漏
れ聞こえてきておりますけれども、それは当然あ
ってはならない、それはやってはならないとい
うことを改めて総裁から言っていただけませんか。
（発言する者あり）

○安住委員長 静粛に。

○石破内閣総理大臣 そのようなことは承知をい
たしておりません。

国会の議決というものは、私どもは国会の構成
員であります以上、尊重するのは当然のことでご
ざいます。

○長妻委員 承知をしております。これは、
質問通告で、党内をちよつと調べて今日答弁して
いたきたいと申し上げて、その上で承知してい
ないということは、ないということだと思いま
すが、後から事実と違うことが出てきたらば、これ
は責任を取っていただきたいというふうに思いま
す。

そして、与野党の国対委員長間で、この予算委
員会の採決までには参考人としてお話をいただく
ということが約束されたというふうに承知してお
りますが、総裁としても、そういうふうにするん
だというふうにおっしゃっていただければと思
うんですが。

○石破内閣総理大臣 国対委員長同士の合意とい
うのは重いものだと思います。

○長妻委員 是非よろしくお願いします。
そして、前回も石破総理と少し議論したんです
が、総理は、こういうふうにかねてよりおっしゃ
っているんですね。今年も敗戦八十年、今を逃し
て戦争の検証はできないとおっしゃっています。
私もそのとおりだと思います。

これは、どこの組織で、いつまでに検証するん
ですか。

○石破内閣総理大臣 それは、内閣ということも
ございますでしょう。あるいは、終戦五十年決議
を国会でやるかどうかということについては大議
論がございました。国会の決議なのか内閣の談話

なのか、どういう形なのかということについて、
まだ確たることを申し上げる段階にはございま
せんし、国会の決議について私ごとやかく申し上げ
る立場にはおりません。

○長妻委員 すぐ後退したと思うんですね。
これは、談話とかそういう話じゃないんですよ。
ドイツは、西ドイツ時代にさきの戦争の反省を、
総括をきちつとしていくんですね、西ドイツは。
ところが、日本政府は、いまだかつて一度もして
いないわけですよ、それを検証するというような
話だと承知しているにもかかわらず、ですから、
政府が検証していただきたいということを是非お
願いをいたします。後退してはなりません。

そして、高額療養費医療制度に入りますが、厚
労大臣に聞きますけれども、今回、多数回該当と
いうのは上げないということになりましたが、で
あれば、それを除く今の、基準を上げたわけです
から、長瀬効果というのは幾らとなりますか。

○福岡国務大臣 長瀬効果の金額につきましては、
個々の医療や見直しの内容を踏まえて分析される
ものではなく、実効給付率が変化した場合に経験
的に得られている計算式に機械的に当てはめて、
単純に医療費の増減効果を試算したものです。

ですから、あくまでも過去のデータに基づいて
機械的に試算した修正案における長瀬効果の見込
額といたしましては、段階的な見直しを終了した
時点で約一千九百五十億円と見込んでございます。
○長妻委員 これは初めて出た数字でございます。
つまり、今回、見直しをして大丈夫だという案
が石破首相からも示されましたが、それでもまだ

一千九百五十億円、受診控えによる給付減が起こるといふことなんです。これは、私は、最も受診控えをしちゃいけない方々じゃないですか。末期がんあるいは命に関わる問題。

つまり、医療保険というのはリスクを補填するものであります、保険ですから。医療における人間の最大のリスク、これは生きるか死ぬかということじゃないですか。ここを、受診控えが二千億近くあるよということが分かっているからこのまま突っ込むというのはあり得ないと思うんですね。石破首相、やはり二千億、受診控えがあるだろう、一体どういう状況の方が受診控えをされるんだろうということはやはり気になりませんか。調べなきゃと思いませんか、石破首相。

○石破内閣総理大臣 もちろん、受診控えというものを引き起こすようなことは極力避けていかねばなりません。そういうことがないように、私どもとして本当に慎重に検討いたしました結果、このように出させていただいております。

長瀬効果につきましては、今、厚生労働大臣から答弁をさせていただいたとおりでございます。

○長妻委員 ちょっと答えていない。

つまり、二千億、受診控えがある予想を政府はされているんですけれども、一体どういう方が受診控えをして、命に関わる受診控えがあるのか分析をしていただきたいということを言っているんですが、総理、決断いただけませんか。

○石破内閣総理大臣 それは、どういう方がそれに該当するのかということですが、そういうようにまさしく重篤な症状を持っておられる

方、そして、それに対して適切な医療が行われているかどうかというものは、専門の厚生労働省においてきちんとそういうものを把握した上で、このような対策を出しておるものでございます。（発言する者あり）

○安住委員長 ちょっと速記を止めて。

〔速記中止〕

○安住委員長 速記を起こしてください。

それでは、福岡厚生労働大臣。

○福岡国務大臣 まず、長瀬効果の二千億というのは、先ほども申しましたように、実効給付率が変化した場合に経験的に得られている計算式に機械的に当てはめた数字でございます。当然、今回、所得の低い方については上昇率を下げるなど、受診抑制が起こらないような仕組みを設けさせていただいているということでございます。

その上で、今回、そういった影響については、現行のレセプトデータにおいては個々の患者さんの所得を正確に捕捉できていないことであつたり、また、高額薬剤の一層の普及の影響も含めて全体的に考えなければならぬことから、具体的な数字を推計することは困難であります。審議会においても、この高額療養費の引上げが家計や受療行動に与える影響については、そもそもどのようなデータ収集をしていくかも含めて検証していくべきだというような御意見をいただいております。よく研究してまいりたいと思っております。（発言する者あり）

○安住委員長 ちょっと待って。

今、総理、もう一回御答弁されますか。（発言

する者あり）
ちょっと速記を止めて。

〔速記中止〕

○安住委員長 速記を起こしてください。

では、福岡厚生労働大臣。

○福岡国務大臣 御指摘の件については、調査をすることを念頭に置きながら、どのようにデータを収集していくかも含めて検証していきたいと思っております。

○長妻委員 普通のことならいいんですよ。これは生きるか死ぬかなんですよ。八月から始まるんですよ。だから、これは一年、少なくとも凍結していただきたいんですよ。

長瀬効果は厚生労働省が出しているんですよ、小さい字で書いてありましたけれども。これは、多少統計的と言いましたけれども、経験則上なんですよ。厚生労働省の優秀な数理課の技官が、若者、高齢者、緻密に分析してこの一千九百五十億円と出しているんですよ。当然少しは増えますが、かなりの給付費が受診控えで削減されるというのは明確なんですよ。

ちょっと石破総理、決断してください、念頭じやなくて。総理しか決断できません。

○石破内閣総理大臣 今、厚生労働大臣が申しましたのは、念頭にというのは、やらないとかそういうことを言っているのではありません。調査をする場合に、どういう方法で調査したらよいかということを引きちんと検討いたします。

それは、今回そういうような、今、長妻委員が御懸念のような、そういうことが起こらないとい

うことを念頭に今回の対応をさせていただいて
るものでございまして、受診控え、そのことによ
って生命が危険にさらされるというようなことは
起こらないように政府として考えております。

○長妻委員 今、起こらないということを言いま
したけれども、二千億円近く受診控えがあるとい
うふうに言っているわけですから、ちよつとこれ
は看過できないので、これは本当に凍結してくだ
さい、こないいいかげんな。

そして、もう一つの問題は、確かに四回以上は
多数回該当で四万四千円に抑えられておりますが、
これは基準値が年収六百五十万の方々、中間層で
いうと、八万百円が十三万八千六百円、つまり、
七割もごとと上がったんですね。つまり、十三万
円で毎月高療を受けている方々、今までは四万四
千円で済んだんですが、上限がこんなに高くなる
ということ、十三万円毎月ずっと払うと。

つまり、上限引下げが受けられない、多数回該
当は当たらないということ、こういうような非
常に困難に陥る方々は推計何人ぐらいいるかとい
うのは、お分かりになりますか。これは相当前に
通告しています。

○福岡国務大臣 見直しによりその限度額に到達
しなくなる方もそれはいらつしやるということ、
ございまして、そこにつきましては、先ほども申
しましたように、現行のレセプトデータにおいて
は個々の患者さんの所得を正確に把握できないこ
とであつたり、高額薬剤の一層の普及の影響も含
めて全体的に考えなければならぬことから、具
体的な数字を推計することは困難だと考えており

ます。

○長妻委員 総理、これは総理が指示すれば、い
ろいろな前提を置かないといけないのは理解でき
ますが、推計できるんですよ。こういう都合の悪
い数字も出さないと大変なことに私はなると思
うんですね。

ですから、これでいうと、例えば、今は、六月、
八月、十月が十三万円自己負担の場合は、十二月
から四万四千円になるわけですが、これは上がつ
ちやいますからね、七割も基準が。ずつとならな
い、適用されないわけですよ。これは相当深刻な
んですね。

いろいろな論点があるので、二つだけ今日は出
しましたが、八月に実行する、これは二百億と言
われていますが、ただ、今回、少し見直しをした
ので、百数十億らしいんですよ。ですから、それ
についてはもう凍結をして、予算で、それを実行
しないというようなことを、最後、総理に決断し
ていただきたいと思うんですけれども、いかがで
すか。

○石破内閣総理大臣 政府としてきちんとした数
字の把握には今後とも努めてまいります。

御指摘を受けまして、そのような形で今回見直
しをすることによって負担が増える、そのこと
によって受診控えが起こる、それによっていろ
んな危険にさらされるといふ方々がないように、今
回の対応はさせていただいておるものでございま
す。

○長妻委員 そうしたら、委員長におかれまして
は、理事会で、この受診控えの人の属性、どうい

う方々なのか、あるいは、多数回該当に、上限値
が上がってはしごを外されて、今後漏れるだろう
方々の、それを理事会で是非出すように御協議い
ただければと思うんですが。

○安住委員長 厚労省がまず調査をしないと数字
は出ませんから、出たものは速やかに出すよう
に言います。

○長妻委員 是非、調査をかなり進めるようにも
理事会で御議論いただければ。

○安住委員長 理事会で協議します。

○長妻委員 そして、次に、先ほど午前中も長谷
川議員が、自民党が先月出した透明化法というん
ですか、企業・団体献金を一千万以上は公表しま
す、こういうような議論をされました。

福岡大臣、これで結構でございます。

石破首相にお伺いしますが、通告しております
ので、これは、今、自民党がある支部のうち、一
体この一千万円の公表にカウントされるのはその
支部の何%ぐらいですか。今の支部が幾つで、公
表する支部が幾つで、何%ぐらいですか。

○石破内閣総理大臣 我が党の支部数は、一月一
日の時点、本年でございますが、七千七百六十六
でございます。

我が党の所属議員が今国会に提出しました企業
・団体献金公開強化法案の内容に関する御質問で
ございますが、その点から整理をいたしておるこ
ろでございますけれども、企業・団体献金公開
強化法で集計する対象となる支部についてござ
います。総務省で把握しております最新の数値
では、令和五年一月から十二月までの間に国会議

更することにより、事実上、企業・団体献金は可能になるということで、日本だけが企業・団体献金を認めているというようなことは事実誤認でございませぬ、そのことははっきり申し上げておかねばならないというふうに考えております。

政党支部につきましては、別に自民党だけが有利な取扱いをしておるものではございませぬ。どの党も、政党支部というのは法令にのっとつてくるものでございます。私どもとして、私の選挙区でも、いっぱい政党支部はございますよ。だけれども、そこは幾らでも金が集まるか、そのようなことはございませぬ。そういうような透明性は今後も高めてまいります。

租特を明らかにすることによって、委員がまさしく御指摘になったように、企業がどのような研究開発をしているか等々というものが明らかにすることは決して望ましいことだと思っております。租特と企業・団体献金を同列に論じるのは、それは論理の飛躍というものでございます。

○長妻委員 そうしたら、総理、EUのことについても御紹介いただければ。

○加藤国務大臣 租税特別措置の適用についてということでございますね。（長妻委員「いや、公表」と呼ぶ）ごめんなさい、公表についてということでは、

EUでは、加盟国に、一定額以上の租税特別措置の適用がある企業名の公表が義務づけられております。アメリカでは、州政府からは一定の税優遇を受ける企業名を公表している州も一部あると認識しておりますが、連邦レベルでは公表されて

いないものと聞いております。

○長妻委員 今、加藤大臣がおっしゃったように、アメリカでは、州によっては租特について金額、個別企業名を公表していますし、EUでは、EU指令で、多くのヨーロッパ諸国では、日本円で約一千五百万円以上の租特を受けた企業の個別名を公表しているんですよ。何にも困らないわけですよ。何か研究開発の出身なんて公表しないでいいんですよ。何で日本はかたくなにそれを公表しないのか。

先ほど私が申し上げたのは、先進三十八か国中、企業献金禁止がほぼ半分の国があると言ったわけです、半分の国が企業献金禁止。そして、イギリスはやっていないんじゃないかとおっしゃいましたが、イギリスは、日本円で大体百万円以上の企業献金は株主総会の議決が義務づけられているんですよ。フランスとアメリカも、確かに企業献金は禁止ですが、政治団体は除いている。アメリカではPACもやっていません。

ところが、日本は、生で政党支部がどんどん受けられるわけですよ。こういうようなことが非常に癒着を生んでいる、三十年前からなかなか改善されていないということでは、

出の方の租特も、大変消極的でございますが、じゃ、限定しましょう、まずは一部だけ公表を求めます。

例えば、今申し上げた試験研究の法人税の租特、これについて、上位十社だけ名前を公表していただきたい、金額と。そのぐらいはできると思うんですが、総理、まずこれをやりませんか。いかが

ですか。

○石破内閣総理大臣 上位十社に限る理由がよく分かります。それは上位十社でいいのか……（発言する者あり）

○安住委員長 静粛に。

○石破内閣総理大臣 静かに。

上位十社に限るということではなくて、そういうことを公開することによって企業にどれだけのデメリットがあるかということは、きちんと明らかにする必要がありますと思っております。

○長妻委員 上位十位というのは、実は、民主党政権のときに、租税の、租特を一定程度、やはり金額ぐらいいは、どのぐらいいあるのかということ、金額は辛うじて今公表されるようになっていくんですよ。そして、上位十社の会社名はないですけど、金額だけは今政府は公表しているんですよ、上位十社の。だから、それはあるんですよ、金額だけは。ただ、その会社名が分からない。だから、そこだけをやったり公表すべきだということに思っているんですが、そのぐらいいはやっていただけませんか、公表というなら。

○加藤国務大臣 まず一つは、今お話があった平成二十二年の租税特別措置法透明化法の制定時に、個別企業までは公表する必要はないという整理がなされたというまじ経緯がございます。

あと、総理が先ほど申し上げたように、やはり税務情報を出すことによって価格交渉への影響といった競争上の不利益を生じかねないため、そうしたデメリットを上回る公益上の必要性があるかどうか、こういった観点から考えていく必要がある

ると思えます。

○長妻委員 委員長にお願いをしたいのは、理事会でこれの公表の是非を議論をいただければありがたいと思うんですが、いかがでございますか。

○安住委員長 ちょっと考えさせてください。政策的な話なので、理事会のテーマとしてなじむかどうか、考え方の相違はあるようですけれども、理事会テーマかどうかはちよつと考えさせていた

んじゃないか、政治家と余り癒着しないんじゃないかと思いきや、雨後のタケノコのように政党支部をつくって、地方議員も一人一支部みたいな地域もあるわけで、これはもうほとんど脱法になっちゃっているんですね、なっちゃっているわけです。

○長妻委員 だから、禁止より公開というふうに

こっちの規制はないわけです。

言っている割には、さっきの、たった五・何%の支部しかその一千万のカテゴリーに入れない。それで、出は、ヨーロッパでも公表をしている、アメリカの州によっても公表している。しかし、日本は、企業秘密じゃないですよ、金額ですから、国民の税金が減るんですよ、二・数兆円。これはどんどんどんどん気前よく減らしておいて、高額療養費医療制度、これはどんどんどんどん負担を増やす。もう桁が違う。企業・団体献金の桁が違

とで、総支部で受けて、自分が所属する政党支部で受けて、それを自分の後援会に寄附をする、後援会では企業・団体献金は受けられませんから。そういうような三つのルートというのをこの下にちよつと書いたわけですが、自民党が、パネルは差し障りがあるからやめてくれということ、しようがないので消しましたけれども、こういうようなことでは大変困るわけでございます。

せん、献金できない人たちは。

私どもも、先ほど話がございました労働組合、午前中の、先ほどの長谷川議員も、企業献金は、まあいいんじゃないか、しかし、労働組合はいろいろ問題があるということ、いろいろおっしゃいましたけれども、我々は、労働組合の献金も禁止する法律を出しているんですよ、国会に。

後、政治家の後援会にするとこれは癒着が進むので、政党ならいいでしょうということで納得したんですよ。国民の皆さんは、政党助成金というところで、コーヒー一杯分と当時言われました、大枚の税金を今政党に払っているわけですよ。

じゃ、政党なら中央で受けるから透明性が高い

は、そのまま認めるわけじゃありません、政治団体の献金を。我々が昨年十月七日に出した法律の二十二条の六の三というところに、強制寄附や強制加入の疑いのあるものはやっては駄目だとい

ような条文を入れているわけですね。ですから、今の政治団体の寄附がそのまま右から左に認められるわけじゃないわけです。

ですから、是非そういうようなことについても御理解をいただければというふうに思っています。

そして、もう一つ、このパネルも見ていただきたいんですが、よく三十年前と言われておりますけれども、調べたら、これは三十年前どころじゃないんですね、石破首相。選挙制度審議会、政府の審議会、一九六一年に遡ると、会社、労働組合その他の団体が選挙又は政治活動に関し寄附することは禁止すべきであると。つまり、一九六一年です。それから、六十年ぐらい前にこういことが言われていて、一九六三年も、寄附は個人に限る、一九六七年も、個人献金と党費により運営を行うとか、そして、一九九〇年にもですね。そして、やっとな年前の一九九四年、ここで議論されているものができたわけで、六十年前からこういう議論をしているというようにも申し上げまして、私の質問といたします。

ありがとうございます。